

2015年(平成27年)7月13日

藤沢市長 鈴木恒夫様

藤沢市情報公開審査会

会長 安富潔



行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する異議申立てについて（答申）

2014年(平成26年)7月30日付けで諮詢された「藤沢市民病院薬局への平成26年度医薬品（試薬及び血液を除く。）納入にかかる入札資料。（すべての医薬品（試薬及び血液を除く。）についての納入予定数量、落札価格、落札業者名。）」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が「藤沢市民病院薬局への平成26年度医薬品（試薬及び血液を除く。）納入にかかる入札資料。（すべての医薬品（試薬及び血液を除く。）についての納入予定数量、落札価格、落札業者名。）」の行政文書公開請求に対し2014年(平成26年)6月30日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分についての異議申立ては、異議申立てできない事項について申立てがなされており、不適法と認められることから、実施機関は却下すべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は、2014年(平成26年)5月29日付けで実施機関に対し、
藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢市民病院薬局への平成26年度医薬品（試薬及び血液を除く。）納入にかかる入札資料。（すべての医薬品（試薬及び血液を除く。）についての納入予定数量、落札価格、落札業者名。）」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を「藤沢市民病院薬局への平成26年度医薬品（試薬及び血液を除く。）納入に係る入札資料のうち、納入予定数量が

分かる医薬品目及び規格一覧表（以下「本件対象文書1」という。）並びに落札価格及び落札業者名が分かる医薬見積結果一覧表（以下「本件対象文書2」という。）と特定した。

- (3) 実施機関は、本件対象文書1及び2には実施機関及び異議申立人以外の第三者に関する情報が記載されていることから、2014年（平成26年）6月12日付で、条例第14条第1項の規定により、当該第三者である11者に対し、公開に対する意見書の提出機会を付与するとともに、同日付で、条例第11条第3項の規定により、異議申立人に対し行政文書公開諾否決定期間延長通知を行った。
- (4) 実施機関は、意見書の提出機会を付与した第三者から公開に対する意見書の提出を受けた後、同月30日付で異議申立人に対し、本件対象文書1のうち「予定単価（税抜）」欄及び「予定価格」欄中の項目すべてを、条例第6条第4号に該当するとし、本件対象文書2のうち「見積価格」欄及び同欄中の「落札価格」欄中の項目すべてを、条例第6条第2号に該当するとして非公開とする行政文書公開一部承諾決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (5) 異議申立人は、同年7月23日付で実施機関に対し、本件処分の一部取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (6) 実施機関は、同月30日付で藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮詢した。

3 異議申立ての主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、本件対象文書2の「見積価格」欄中の「落札価格」項目すべてについての取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書、意見書、再意見書、再々意見書によると、おおむね以下のとおりである。

ア 2014年（平成26年）5月29日付で実施機関宛てに提出した行政文書公開請求に対する本件処分において、一部公開がなされたのは、本件対象文書2における落札業者を含む応札業者名及び本件対象文書1における予定数量のみであり、本件対象文書2における落札価格を含む見積書提供業者が示した応札価格は、条例第6条第2号に該当するとの理由により、公開することができないとされた。

しかし、納入業者が地方公共団体の入札に参加する場合、自らが落札した

場合の落札価格については、公開されることを前提に応札していると思料されることから、落札業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないものと考える。

あわせて、地方公共団体の適切な予算執行の確保及び行政の透明性の観点からも、落札価格は、広く市民に当然に公開されるべき重要な情報であると考える。

イ 医薬品取引の商慣習については十分承知しているが、厚生労働省では病院やチェーン薬局における低い妥結率に鑑み、「医薬品卸売販売業者における価格交渉促進のための運用方針（以下「運用方針」という。）」を定め、医薬品卸売業者に対し価格交渉の促進を図っているところである。このように、医薬品取引については、悪しき商慣習が依然として残っており、市民にとってはより透明性の高い価格決定を強く望むところである。

こうした状況を踏まえ、藤沢市の入札制度の性格上、自由競争の中で決定した藤沢市民病院への応札価格は原則公開されるべきものであり、その価格が医療機関等の関連機関の知るところとなつたとしても、納入業者の競争上の地位と公正な取引を脅かすことにはならないものと考える。

また、医薬品の取引金額については、価格交渉の結果決定する商習慣があることは十分承知している。藤沢市民病院においては見積書提出業者が提示した応札価格により落札価格が決定される入札方法により納入価格が決定されており、藤沢市の入札制度から考えても、藤沢市民病院への応札価格は当然に公開されるべきものであり、納入業者は落札価格が公開されることを了解したうえで、入札に参加しているものと考える。

さらに、医薬品の購入年度や医療機関によって購入価格が異なることは承知しているが、すべての医薬品には薬価があり、薬価を基準として医薬品納入価が適正であるか否かを判断することは容易に可能であると考える。藤沢市民病院が、かたくなに落札価格等に関して情報公開を拒絶することは、市民不在の秘密裏に、藤沢市民病院と納入業者とが価格決定を行っているかのような疑念を市民に抱かせかねないものである。情報公開制度の本旨にのっとり、予算執行の確保及び行政の公開性の観点から、落札価格等については広く市民に公開されるべきものである。

ウ 本来、実施機関が所管する文書等の情報は、条例により原則公開となっており、一部についてのみ条例第6条各号に基づき公開義務を免れるものとなっている。納入価格は実施機関と納入業者との共有の秘密に該当するとの判断に基づき、納入価格を非公開とする判断は、予算執行の確保及び行政の透

明性の観点から、本来の行政情報の所有者である市民として到底容認できない。

また、納入業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかについて、実施機関は条例第14条第1項の規定に基づく意見聴取結果のみをもって、条例第6条第2号の非公開情報に該当すると判断している。納入業者が秘密としたい理由を知り得ない状況で、その意見聴取結果に妥当性があるかどうかは今のところ判断できない。すなわち、納入価格が高いため秘密にしたいのか、安いため秘密にしたいのか、あるいは適正であることを秘密にしたいのか、皆自分知らない。

自由競争の中で決定した実施機関の納入価格は原則公開されるべきものであり、その価格が他の医療機関等の関連機関の知るところとなったとしても、納入業者の競争上の地位と公正な取引を脅かすことにはならないものと考える。その理由は、情報公開制度の本旨に鑑み、納入業者は落札価格が当然に公開されるべきものであることを入札前に事前に認識していたことは容易に思料できることである。なぜならば、藤沢市の入札制度において、納入価格である落札価格はインターネット上においても容易に知ることができる公開情報となっていることによる。

本件の納入価格について、意見聴取結果に基づき実施機関が行った非公開情報に該当するとの判断は、条例の運用の妥当性を著しく損なうものであり、本件の納入価格に関する情報については、法的保護に値する蓋然性があるとは言えないものと考える。

エ 運用方針の目的が医薬品価格調査を円滑に進めることにある点については異論がなく、当然のことながら、この運用方針が本件に係る納入価格の公開と直接的な関係があるとは当初から考えていない。実施機関が本件の非公開理由について、これまで再三にわたり、医薬品取引の商慣習を論拠として説明してきたことに対し、運用方針の例を引いて医薬品取引の商慣習の特殊性を述べているにすぎず、この商慣習が非公開理由の前提たり得ないものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張する本件処分を行った理由は、非公開理由説明書、再非公開理由説明書、再々非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 医薬品取引の商慣習上、取引金額については、医療機関等と納入業者とが過

去の納入実績や購入薬品の構成等様々な観点から価格交渉を行い値段が決定していくものである。このことから、当該業界では医薬品の取引価格は第三者が入手困難な、本来法人の内部においてのみ管理されるべき当事者間の経理上又は営業上の秘密情報であるのが一般的である。

この商慣習を前提として、納入業者は多くの取引先と継続的に取引関係を継続していく必要があるところ、実施機関との取引価格の情報が当該納入業者のあざかり知らないところで無条件に同業他社、一般消費者、取引先等に公開された場合には、その納入業者と他の医療機関等との間の商取引における価格交渉に大きな影響を与えかねず、納入業者の競争上の地位と公正な取引を害する可能性も考えられる。

これらのことことが懸念されたことから、現在実施機関と取引のある業者に対して条例第14条第1項の規定に基づき意見聴取を行ったところ、上記のような事態をおそれる意見も提出されていることから、条例第6条第2号に該当するとして、本件処分を行った。

また、医薬品の取引金額については、価格交渉の結果決定するものであり、第三者が入手困難な、営業上の秘密情報であるのが一般的である。この医薬品取引の商慣習に鑑みると、本件納入業者たちが必ずしも公開されることを前提に応札しているとまでは言えないものと考える。

さらに、医薬品の価格は交渉で決まるものであり、一般的な市場価格があるわけではないので、同じ納入業者から同じ薬品を購入したとしても、その購入年度や医療機関によって購入価格が異なるのが通常である。このことから、薬品単品の単価を見ただけではその値段の適正さを判断することは不可能であり、「地方公共団体の適切な予算執行の確保及び行政の透明性の観点からも、落札価格は、広く市民に当然に公開されるべき重要な情報」という異議申立人の主張と薬品単価の公開の必要性とが必ずしも結びつくものではない。

(2) 情報公開制度は行政文書を原則公開としつつも、個人のプライバシーや企業秘密に関する情報のように、公開することにより個人又は法人の権利利益を害する場合は非公開とすることも認めている。

異議申立人は行政情報は公開が原則であるから当然に公開すべきとの主張を述べており、実施機関としては、情報公開制度の趣旨を十分に尊重するものであるが、一方で納入業者の企業秘密の保護及び競争上の地位・公正な取引といったものにも十分に配慮すべきと考えていることから、本件処分は情報公開制度の本旨に反するものではない。

(3) 異議申立人が悪しき慣習の例として挙げている運用方針についてであるが、

その目的は医薬品価格調査を円滑に進めるため、10月1日時点での妥結率の向上を目指すものであり、本件事案で問題となっている販売価格の公開とは無関係なものである。

本件医薬品の販売価格が企業秘密であるかを判断するにあたり、その商慣習の中で当該金額については一般に第三者が入手困難な、本来法人の内部においてのみ管理されるべき当事者間の経理上又は営業上の秘密情報である以上、そのことを十分考慮しなければならぬ、条例第6条第2号に該当すると考える。

- (4) 医薬品の購入については、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号」、「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則第71条」に基づき、藤沢市民病院の納入条件を満たす業者にて単品ごとの見積合わせによる随意契約とするものであるから、異議申立人が述べる「納入業者は落札価格が当然に公開されるべきものであることを入札前に事前に認識していた」とは考えられず、条例第14条第1項に基づく意見照会に対する第三者からの意見書を踏まえ、非公開情報に該当すると判断した。

5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、本件対象文書及び本件処分の当否について次のように判断した。

(1) 本件請求について

異議申立人が本件請求において公開を求めた行政文書は、藤沢市民病院への平成26年度における試薬及び血液を除く医薬品の納入に係る入札資料として、当該医薬品の予定量、落札価格及び落札業者名がわかるもの、という趣旨である。

(2) 本件対象文書について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を「藤沢市民病院薬局への平成26年度医薬品（試薬及び血液を除く。）納入に係る入札資料のうち、納入予定量が分かる医薬品目及び規格一覧表（以下「本件対象文書1」という。）並びに落札価格及び落札業者名が分かる医薬品見積結果一覧表（以下「本件対象文書2」という。）」と特定した。

(3) 本件処分について

本件対象文書1のうち「予定量（税抜）」欄及び「予定価格」欄中の項目すべてを、条例第6条第4号に該当するとし、本件対象文書2のうち「見積価格」欄及び同欄中の「落札価格」欄中の項目すべてを、条例第6条第2号に該当するとして、行政文書公開一部承諾決定処分を行った。

(4) 本件処分に対する異議申立ての対象となる部分について

実施機関による本件処分のうち、異議申立ての対象となる部分は、本件対象文書2のうち「見積価格」欄中の「落札価格」欄に記載された内容すべてである。

(5) 本件対象文書2について

ア 当審査会は、本件処分の当否を判断するにあたり、実施機関に対し、本件対象文書2の内容を聴取した。

イ 実施機関は、当審査会の聴取に対し、次のとおり説明した。

本件対象文書2は、見積書提供業者が示した「応札価格」の一覧を記載した文書であり、応札価格のうち最も低い価格が「落札価格」である。

もっとも、医薬品等の納入契約は、入札により行われているものではなく、藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則第71条に基づき、随意契約により締結されており、上記「落札価格」をもって予定価格とし、当該「落札価格」を示した業者との間で、4月1日付で医薬品等単価供給契約を締結している。さらに、9月30日までの間に、業者と価格の引き下げ交渉を行い、価格を変更した品目について変更契約を締結するとの運用を行っている。

ウ 当審査会は実施機関の陳述を受け、条例第22条第4項に基づく調査権限に基づき、実施機関に対し、随意契約とした経緯を示す文書を当審査会に対し提出する旨、指示した。

エ 実施機関は、当審査会の指示に基づき、次の文書を提出了。

(ア) 件名「平成26年度医薬品等単価供給契約の締結について」(文書番号263701000002)

(イ) 件名「藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則の一部改正について」(文書番号233701002245)

(ウ) 藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則

オ 当審査会において実施機関から提出された文書を見分し、以下の事実を確認した。

藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則第71条は、「薬品、診療材料、給食材料、医療消耗備品及び医療機械の購入は、随意契約により行うことができる。この場合においては、予定価格の決定は省略することができ、見積書は1者以上から徴収するものとする。」と定めており、同規則に基づき、平成26年度においても、医薬品の購入は、随意契約によって行われている。

本件対象文書2は、随意契約にあたっての予定価格を決定するための参考見積として業者から徴収した見積価格(単価)の一覧である。業者から出さ

れた見積価格のうち最低価格を予定価格とし、それに予定数量を乗じたものをもって予定価格と定めている。(なお、本件対象文書1は、上記予定単価および予定価格等の一覧である。)

カ 異議申立人の請求の趣旨に鑑みれば、異議申立人が求める情報は、医薬品の納入価格であると解されるところ、納入価格は、4月1日付けで予定価格による供給契約を締結した上で、その後の交渉により価格引き上げの合意が整った品目については変更契約を締結するとの2段階により決定されるものであり、本件対象文書2によっては正しく確認することができない。

よって、本件対象文書2は異議申立人の請求の趣旨に合致する文書であるとは認められない。

(6) 本件処分にかかる異議申立てについて

ア 実施機関は、本件対象文書2は条例第6条第2号に該当するとして非公開である、としている。

イ しかしながら、本件対象文書2は異議申立人の請求の趣旨に合致する行政文書であると認められず、本件処分そのものが違法であることから、異議申立てをできない事項について申立てがなされているといわざるを得ない。

ウ したがって、本件処分にかかる異議申立ては不適法であり、実施機関は条例第18条第1号に基づき却下すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関は、本件処分における理由付記にあたり、入札により価格決定された文書であるかのような内容での表記をしており、審査会における意見聴取までの過程において異議申立人に対し随意契約によるものである旨の説明がなされていない。その結果、異議申立人に対し誤解をあたえ、過度な負担をもたらすこととなつた。このような経過に鑑みると、実施機関は、情報公開制度の趣旨を踏まえ、行政文書公開請求処分時において、より慎重に請求の趣旨に合致する文書を特定して処分すべきであることを申し添える。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2014. 7. 30	実施機関から審査会へ諮問書の提出
8. 8	審査会から実施機関へ非公開理由説明書の提出要請
10. 24	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
10. 29	審査会から異議申立人へ非公開理由説明書の写しの送付
11. 21	異議申立人から審査会へ意見書の提出
11. 25	審査会から実施機関へ異議申立人の意見書の写しの送付
12. 12	実施機関から審査会へ再非公開理由説明書の写しの送付
12. 16	審査会から異議申立人へ再非公開理由説明書の写しの送付
12. 19	異議申立人から審査会へ再意見書の提出
12. 25	審査会から実施機関へ異議申立人の再意見書の写しの送付
2015. 1. 26	実施機関から審査会へ再々非公開理由説明書の提出
2. 3	審査会から異議申立人へ再々非公開理由説明書の写しの送付
2. 6	異議申立人から審査会へ再々意見書の提出
2. 13	審査会から実施機関へ異議申立人の再々意見書の写しの送付
3. 4	実施機関から審査会へ資料の提出要請
3. 13	実施機関から審査会へ資料の提出
4. 27	実施機関への意見聴取及び審査会から実施機関へ追加資料の提出要請
5. 18	実施機関から審査会へ追加資料の提出
5. 25	異議申立人への意見聴取
6. 22	審議
7. 13	答申

第15期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2014年2月1日～2016年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
中津川 彰	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授

◎会長

○職務代理者